

平成23年度 アイドリングストップ支援機器 補助金申請に関する注意事項

<注意事項>

- ① 機器導入車両については会費対象車両で、会費未納がなく、補助を受けた後、別に定める期間内に廃車等の予定がないこと。
- ② 会員事業者が平成23年4月以降に新たに導入（装着）した機器について補助対象。
買い取り（支払いが完了しているもの）、リースいずれについても23年度に新たに装着した機器（中古品を除く）について補助対象とする。
※但し、電気式毛布、マット、ベッド（蓄熱マット等）については買い取りのみの導入について補助対象。
- ③ 割賦による導入は、対象外。
- ④ 平成24年2月24日（金）までに導入（装着）及び支払いが完了し、補助申請関連書類一式を環境対策窓口へ提出できること。
- ⑤ 導入（装着）車両1台につき、EMS用機器またはDR用機器若しくはアイドリングストップ支援機器のいずれか1台（個）までの補助数制限としているため、同一車両にEMS用機器とDR用機器とアイドリングストップ支援機器を導入（装着）しても、補助対象となるのは、機器1台（個）分のみとする。
- ⑥ 省エネ対象機器（EMS用機器・DR用機器・アイドリングストップ支援機器）を導入して補助を受けた車両について、機器導入から1年を経過していない同一車両に今年度新たに省エネ対策用機器を導入して当該補助を受けることはできない。
また、これまでに省エネ対策用機器を導入して補助を受けた車両については、再度同種の補助を受けることはできない。
- ⑦ ネットショッピング等での購入において、添付書類（領収証、納品書等）が発行されない場合は、申請事業者は別途代わりになる書類を提出する。
- ⑧ スタンバイ装置については、経済産業省が実施する「低炭素型自動車交通推進事業」において外部給電システムを活用した冷蔵・冷凍車のアイドリングストップ推進事業に参画する場合の後付けスタンバイ装置を補助対象としているため、導入形態等については経済産業省の事業の定める規定に従う。
- ⑨ 本補助金受領後、一定期間の間に退会若しくは、省エネ対策用機器及び装着した車両を処分（転売等）する場合は、東ト協にその内容を事前に報告しなければならない。
- ⑩ 国及び地方自治体等の補助があるときは、その補助額に応じて本補助額を減額することがある。